

令和3年9月会議
第15回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年9月27日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号4番	細谷則子	議席番号11番	橘川利一
議席番号5番	見上智	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄
第2地区担当 内藤昭宏

傍聴人 0名

提出した議案

議案第33号 農用地利用集積計画決定事案
議案第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第9号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時34分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。9月もまもなく終わりで、新型コロナの方は少し収まりつつあるようで本当に安心しています。このまもうまくいってくればいいと思っています。まもなく10月ということで、秋の収穫の時期になってお忙しい方もいらっしゃると思いますが、本日はお忙しい中おいでいただきありがとうございます。ただ今より第15回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、第3地区 志澤推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は14名、推進委員は2名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、5番 見上委員、6番 多田委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております8月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10月12日 農業者年金加入推進特別研修会、横浜市内におきまして、職務代理が出席される予定でございます。18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第3班の委員が出席される予定でございます。同日 第16回農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日 第16回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。同日 農地パトロール、市内一円におきまして、委員全員が出席する予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。農用地利用集積計画決定6件 6,721㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 5,621㎡、法第5条届出8件 4,595㎡、納税猶予特例農地の利用状況1件 5,054㎡、農地法適用除外処分1件 1,292.68㎡、合計17件 23,283.68㎡でございます。なお、右側の欄に先月までの案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入り

ます。本日の議事日程につきましては、農用地利用集積計画決定事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第 33 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 49 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。議案第 33 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 49 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 19,981 m^2 、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 798 m^2 でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 31 年、通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては 5 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 19,981 m^2 は、自作の畑 1,288 m^2 、利用集積による畑 18,693 m^2 で管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 3 台、トラクター 1 台、防除機 2 台を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）9 月 16 日に現地調査を行いましたのでご報告申し上げます。当日は高橋推進委員、事務局 2 名、私多田と計 4 名で現地調査を行いました。整理番号 49 番につきましては、現地はキャベツの苗が整然と植えられておりました。あの炎天下の中作付け定植されて欠格もなく見事な耕作状態でした。申請地の上、台形に近い形の土地にはかなり大きくなった同じ使用借人のキャベツが作付けされておりました。2 筆のキャベツにつきまして重要な幹線道路の道から、綾瀬のキャベツなかなか頑張っているなという印象を与えるような場所にあり、見事な耕作状況であったと思われますので、利用集積の計画決定事案の継続に何ら問題点はないとご報告申し上げます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認してい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋
推進委員

○第1地区(高橋 重雄君)推進委員として発言させていただきます。9月16日に2班の
一員として現地調査を行いました。なお、本日の農用地利用集積計画決定事案につきまし
て同日行いましたので、よろしく願います。整理番号49番につきまして、現地はキャ
ベツがきれいに作付けされておりました、農地として適正に管理されておりました。使用
借人は園芸協会に入って熱心に農業に取り組んでおられます。利用集積の継続に問題ない
と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計
画決定事案、整理番号49番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号50番についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農用地利用
集積計画決定事案、整理番号50番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載の
とおりでございます。賃借人の耕作面積13,001㎡、申請地は■■■■■■■■■■、
地目畑、地積1,464㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、
令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定
初年は、平成25年、通算4回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調
整区域、農用地外でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願いま
す。貸貸人は農業経営を行っておらず引続き貸し付けを行うとのことでございます。一方
の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の13,001㎡は、自作の畑9,086
㎡、利用集積による畑3,915㎡で管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地の
南西側隣地1,457㎡を所有しており、一帯で耕作を行っております。農機具は、耕運機、
トラクター、防除機を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計3名、従事

日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号50番、9月16日4人で現地調査を行いました。申請地はトラクターで耕運されている調度その時に出会いました。申請地の左隣はブロッコリーが整然と植えられておりまして、賃借人の農地だとお聞きしました。状況から、申請地にもまもなくブロッコリーを定植されると思います。利用集積計画決定事案に何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）推進委員として発言させていただきます。整理番号50番につきまして、現地の隣にブロッコリーを作付けされ、現地は耕運されている最中でした。後日賃借人からお聞きしましたら隣と同じようにブロッコリーを作付けしますとのことでした。賃借人は園芸協会に入って熱心に農業に取り組んでおられます。利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号50番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号51番及び52番については、申請人である使用借人・賃借人が同一人であるので、一括審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議をいたします。それでは、事務局より説

明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 51 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 13,233.82 m²、申請地は■■■■■、地目畑、地積 991 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 25 年、通算 4 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 200 日農業従事しておりますが、保有する農地の 2 割程度を貸付けており、引き続き貸付けを行うとのことでございます。

続きまして、総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。整理番号 52 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人は整理番号 51 番の使用借人と同一人であります。申請地は■■■■■外 1 筆、地目畑、地積合計 1,486 m²、整理番号 51 番と隣接した農地でございます。利用権の種類につきましては貸貸借権、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、51 番と同じでございます。貸貸人は所有する農地の 5 割強を貸し付けしており、引続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人・賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 13,233.82 m²は、自作の畑 3,830.82 m²、利用集積による畑 9,403 m²で管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター 2 台、防除機 3 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、母の 3 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 51 番についてご報告します。現地はブロッコリー、キャベツ、ネギ、大根等の作物が栽培されております。若干の草はありますが大したことはない状況だと考えています。整理番号 52 番、2 筆の申請地はキャベツ、人参、大根、ブロッコリーが栽培されておまして、やはり若干の草がありますが利用集積計画決定には何ら問題ないと考えております。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認してい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋
推進委員

○第1地区(高橋 重雄君)推進委員として発言させていただきます。整理番号51番につ
きまして、現地は先ほど2班の代表の方の言われた通り、ネギ、キャベツ、大根等が作付
けされておりました。整理番号52番につきましても、現地はレタス、キャベツ、ブロッコ
リー、里芋等作付けされておりました。共に農地として適正に管理されていると判断いた
しました。利用集積の継続に問題ないと判断いたします。皆様のご審議よろしくお願いい
たします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計
画決定事案、整理番号51番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり可決されました。

続いて、整理番号52番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号53番に
ついてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹)総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地利
用集積計画決定事案、整理番号53番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載
のとおりです。賃借人の耕作面積は6,135㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、
地積991㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和4年2
月1日から令和7年1月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成
31年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用
地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。賃貸人は所
有する農地の5割強を貸し付けしており、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。
一方の賃借人の状況でございますが、年齢はXXXX歳、耕作面積の6,135㎡は、当市におきま

して利用集積による畑2,577㎡、座間市におきまして利用集積による畑3,558㎡で管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）整理番号53番、申請地は完璧にトラクターで耕運されておりました。申請地の南側にキャベツが作付けされておりました。この方はかなり熱心にやられているのかなど印象を受けましたので、利用集積計画決定事案につきまして何ら問題ないと考えております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）推進委員として発言いたします。整理番号53番、現地は一部キャベツが定植されており、残りはきれいに耕運されていて定植間近な状態と思えました。農地として適切に管理されていたので利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号53番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号54番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号54番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は16,600.75㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、

地目畑、地積 991 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は年間 100 日程度農業経営を行っておりますが、管理が困難となったため一部貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積の 16,600.75 m²は、自作の畑 5,432.75 m²、利用集積による畑 11,168 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の 3 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）整理番号 54 番について、現地の付近は ■■■■■■■■の若干北側で、台風が来たときは風よけになって良いかなと思私どももやっていたこともありますが、残念ながら強風が吹く場合ネットを降ろしてしまいがっかりした覚えがあります。現地は若干の草がありますが、トラクターで 2~3 回耕運すれば、作付け、定植等十分可能な状態だと思いますので、利用集積計画決定事案につきまして何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）推進委員として発言させていただきます。整理番号 54 番、現地は耕運した後ではあったんですが、全面に草が 20 cm 程出ておりました。草刈りと 2~3 回耕運すれば作付け可能なのではと判断いたしました。新規でございますので多少の草は仕方ないかなと、使用借人も熱心に農業に取り組んでおられますので、利用集積に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 54 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

号賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 11 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。議案第 34 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 11 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■外 4 筆、地目畑、地積合計 5,621 m²でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成 30 年 8 月 25 日から令和 3 年 9 月 27 日まででございます。相続開始年月日は、平成 8 年 12 月 30 日で、今回が 8 回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成 6 年 6 月 7 日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は■■歳、耕運機 2 台、トラクター、防除機の農機具を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 山崎委員

○7 番（山崎 弘子君）議案第 34 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案整理番号 11 番、本件につきまして 9 月 16 日の第 2 班の現地調査とは別に、9 月 15 日に山崎と事務局 1 名が現地調査を行いました。2 日に渡りましたがご理解いただきたいと思います。現地の状況は■■■■外 3 筆は耕運状態で作付けを待つばかりで、適正に管理されておりました。問題ないと判断いたします。また、■■■は現在草刈りが終了し耕運準備中でありました。適正に管理されており問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。6 番 多田委員

○6 番（多田 平雄君）ただ今山崎委員がご発言ございましたとおり、■■■外 3 筆はトラク

ターで完璧に耕運されていまして。何ら問題ないと考えています。■につきましては、北側に住宅が密集して建っておりますので、強い風の吹いたとき土埃が飛んで、迷惑かけるんじゃないかと所有者さんが考えているものと推測いたします。若干の草を生えつつも、適正に時に草刈りをして農地状態を保っていられるのではと考えますので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行には問題ないと考えてございます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第9号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告をお願いします。

○事務局長（岩見事務局長）それでは、議案書の18ページをご覧ください。1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が8件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

次に20ページをご覧ください。2の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告」でございます。本件につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受けている農地の利用状況につきまして、税務署から照会がありましたので、ご報告いたします。農業相続人、利用状況確認地、及び相続開始年は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に21ページをご覧ください。3の「農地法適用除外処分」でございます。本件につきましては、農地法第5条第1項第1号の規定により、都道府県が農業の振興上必要とする場合に農地を農地以外に使用する際は、農地転用の許可不要となるものでございます。このたび、神奈川県厚木土木事務所東部センター所長から協議がありましたのでご報告いたします。使用貸人及び届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。なお、報告1から3の詳細につきましては、次長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上

でございます。

○次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の18ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号20番から27番の8件でございます。転用の内容は、整理番号20番から22番、及び24番が住宅敷地、23番及び27番が駐車場、25番が資材置き場、26番が住宅敷地及び駐車場で、地積合計4,595㎡でございます。専決処分に付した日付は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、議案書の20ページをご覧ください。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告、整理番号3番でございます。現地調査を実施したところ、ブルーベリーの作付けと耕運されている状態を確認し「自ら農地として使用していた。」旨を回答いたしました。

次に、議案書の21ページをご覧ください。農地法適用除外処分、整理番号2番でございます。神奈川県が行います一級河川目久尻川河川改修工事に伴い、施工ヤード、資材置場及び仮設事務所として、所有者の同意を得て令和4年3月25日までの間、一時的に転用するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）意見ではなく参考に教えていただきたいです。特例農地等の利用状況について、農業委員会として、引き続き農業経営を行っている旨の証明を出している案件があるの中で、何らかの事情でこういう問い合わせが来るということなんですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）お問い合わせの事項ですが、16、17ページの引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案につきましては、現在納税猶予をお受けになっていて継続されている方に対して、3年毎に税務署から、農業経営を継続されていることを証明するように要請がございます。それを受けまして、ご本人から農業委員会に対して証明をして欲しい旨の申請があったもので、申請に対する証明行為ですので、議案として審議をいただいております。20ページの報告については、相続税納税猶予をお受けになっている方の猶予が確定して免除になる段階で、税務署から農業委員会に対して直接照会があったもので、それに対して事務的に処理をして回答しましたので、ここでご報告させていただいているものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）今更ながらなのと、この段階で言うのも違うのかもしれないんで

すが、教えてください。利用集積決計画決定事案ですが、期間が来年の1月や2月からでちょっと先の権利設定になっているんですが、基本的にどの位前からの申請が受け付けられるのでしょうか。ずっと先々まで使おうと思っていて、例えば3年の許可を得て直ぐに次の3年を更新すれば、6年先まで使えるとか、そういう考え方が出来るんですけど、受付とかどういう風になっているのか教えていただけますか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）利用集積計画につきましては、綾瀬市の利用集積計画は原則3年で設定をさせていただきます。権利の終期の半年前、概ね設定から2年半経った段階ということになります。所有者さんと耕作人に対して、それぞれ利用集積計画の更新をするかどうかの意思確認をいたします。その段階で両者更新ということで、合意がされましたら、総会の議案として皆様にお諮りすることになります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）


○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもって、報告第9号、専決処分等についてを終わります。

以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもって、第15回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


10時17分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

晃 上 智 

綾瀬市農業委員会委員

多田平雄 